

令和 6 年度第 9 回
東京都私立学校審議会
会議録（第844回）

令和 7 年 1 月 20 日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室 A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 ただいまから、令和 6 年度第 9 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員20名の方のうち、18名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から、説明願います。

○加倉井私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 2 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 7 年 1 月20日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、インディア インターナショナルスクール イン ジャパンの収容定員に係る学則変更認可について（江東区）、ほか 1 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに諮問される案件 2 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となつてございます議案第 1 号及び議案第 2 号につきましては、各部会におきまして了承いただいておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、各種学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、インディア インターナショナルスクール イン ジャパンの収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第 1 号、インディア インターナショナルスクール イン ジャパンの収容定員に係る学則変更について、御説明いたします。

インディア インターナショナルスクール イン ジャパンは、各種学校として、平成28年

4月1日に設置認可を受けた学校です。同校は、入学志願者数の増加に伴い、収容定員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人インディアインターナショナルスクール学園で、理事長はニルマル・ジェイン氏、校長は同じくニルマル・ジェイン氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりです。まず、Kindergartenについては、修業年限を4年から2年に変更するとともに、各学年の定員を50名とし、計100名の定員といたします。これにより、総定員は165名から100名となります。次に、Elementary Schoolにつきましては、定員を各学年80名から96名の定員とし、総定員は400名から480名となります。Middle Schoolにつきましては、定員を、1年次80名、2・3年次60名から、各学年104名の定員とし、総定員は200名から312名となります。Secondary Schoolにつきましては、定員を、各学年40名から、1年次124名、2年次128名の定員とし、総定員は80名から252名となります。Senior Secondary Schoolにつきましては、定員を各学年40名から128名の定員とし、総定員は80名から256名となります。これにより、全学科を合わせた学校の総定員は925名から1,400名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から要項11に記載のとおりであり、いずれも設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の設置認可年月日を記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第2号は、小松川めぐみ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、小松川めぐみ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人亀井学園、園長は亀井利重氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の 9 学級 270 名を 7 学級 210 名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項 8 から要項 10 にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 2 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

東京アニメ・声優&e スポーツ専門学校の高等課程設置認可の申請取下げについてでございます。

それでは、事務局から、説明願います。

○福本私学行政課長 それでは、東京アニメ・声優&e スポーツ専門学校の高等課程設置認可について、諮問取下げの報告を申し上げます。

本件概要につきましては、参考資料に記載のとおり、高等課程の設置を行うもので、文化・教養高等課程として総合エンターテイメント科を設置する内容でございました。

本件は、11月の当審議会に諮問させていただきまして、12月4日に部会調査を実施いただきました。この場で委員の先生方から御意見・御質問等をいただき、それらの回答を待つ状況で12月の審議会も継続審議とさせていただきました。今回、学校から、高等学校の校長経験者など管理・運営に関する十分な経験を持つ人材を管理職等の主要ポストに配置することについて、その確保が不透明な状況であることなど、課程設置に伴う留意事項について必要な諸体制を整備するためにはさらに十分な準備期間が必要であると判断したことなどから、取下げの意向があり、所轄庁である江戸川区から、諮問取下書が、1月10日、東京都に提出されました。よって、本件につきましては、審議を終了させていただきたく存じます。

また、第一部会では、本日、本報告に併せまして、高等課程の設置に係る今後の審査のあり方についても、御意見をいただきました。本案件に係る部会調査あるいは今回の御審議での委員の先生方からの御意見なども踏まえまして、今後、特に高等課程の設置に係る認可申請があった場合については、以下の3項目についても審査の観点に加えていき、学

校側の適切な対応を求めていると存じます。具体的には、1つ目、受け入れる生徒像の特定やこれらに対応する教育課程あるいは学修目標の設定、2つ目、中学卒業年齢相当の生徒に対する配慮ある教員体制、特に教育経験や生徒支援の実績のある者の配置、3つ目、特に資格取得を伴わない課程については、教育の質の担保、学修到達目標、就職先などの進路の見通し、また、類似学科を専門課程で設置している場合には、その接続性や関連性の明示、以上が主な項目でございます。今後の高等課程の設置申請者には、これらの説明を求めていると思っておりますので、今後、所轄庁に通知するとともに、学校側への周知を図ってまいります。

以上、事務局からの報告でございます。

○近藤会長 本件について、第一部会の加茂川委員から、御発言をよろしく願いいたします。

○加茂川委員 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明にありましたように、本件申請は、前回本会議で継続審査の御判断をいただいております、言わば懸案の事例でございます。今回、申請者から取下げの申出があったわけですが、取下げの申出があった以上、これを受理せずに申請を不認可とすることは、さすがに、現行制度上、無理があるようでございます。ただ、この申請者は、既に運営する学校を全国に35校擁しております。江戸川区内に14校、渋谷区内に2校のほか、専門職大学1校も含めてでございますが、全国に35校を擁している設置者でございます。私立学校の設置認可申請に関しては、いわゆる新規参入者ではありません。ノウハウを知り尽くした、ちょっと語弊がありますが、言わば手練れと言えるような、学校制度や申請手続きを熟知している申請者でございました。見ようによっては、申請者が、行政や私たち私立学校審議会の反応、出方を確かめた、探ったようにも見えるわけでございます。もしそうであれば、全く個人的な言い方で恐縮ですが、本審議会を軽視するに等しいことと私には思えます。法令上最低基準をクリアしたとして本件上程になったわけでございますが、部会調査等において明らかになったように、基準充足とは別に、専修学校制度の趣旨を踏まえ、設置・運営する学校のよりよい運営を求める私たちからの指導や意見に対して、十分に応えることができず、撤退をする、取り下げるというのは、極めて遺憾なことだと存じます。部会調査における各種の意見や指導に対し、真摯に対応して申請を強化・充実するよう努めることが期待されたと思いますが、あっさり取り下げてしまったという印象を持ちました。

本件は、言わば教育者として生徒や保護者のために真摯に教育サービスの万全を期そうとしているのか、それともビジネスとして学校経営に臨むのか、その姿勢が問われた事例であったとも考えます。結果として、安易な企画、申請を戒める効果はあったのではないかと考える次第でございます。

なお、今回の案件処理に当たりましては、私学部私学行政課の対応は適切でありました。今後とも、各学校制度の趣旨を踏まえ、学校法人、準学校法人の公共性を高めるとともに、

継続性・安定性を確保する観点から、必要で、また、時に厳格な私学行政を期待いたしたいと思います。

以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 御丁寧な御意見を言っていただきましたので、その御意見に沿ってこれからも臨んでいくべきだと思います。どうもありがとうございました。

○加茂川委員 ありがとうございます。

○近藤会長 それでは、当案件の審議は、これで終了いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

午後 3 時13分閉会